

兵庫の開港

〈解説文〉

に商売遂ぐべきもの也、
右の趣おもむき、御料・私領・寺社領とも、洩れざるよう触れ知らざる
べく候

来ル十一月七日より兵庫

開港、江戸并大坂市中江も

貿易之ため外国人

致居留候ニ付、諸国之

産物手広ニ搬運、

勝手ニ可遂商売者也、

右之趣、御料・私領・寺社

領共、不洩様可被触知候

右之趣、可被相触候

六月

右之通從

公儀御書付出候間、在中

寺社共可被相触候、以上

七月

〈読み下し文〉

来る十二月七日より兵庫開港、江戸並びに大坂市中えも貿易のた
め外国人居留きよりゆういたし候はずにつき、諸国の産物手広てびろに搬運、勝手はんうん

印を決意し勅許わよつけいを求めたが、朝廷では攘夷じょう夷の考えが強く、孝明天

〈用語の解説〉

- ・御料：幕府領。
- ・私領：大小名領。
- ・公儀：幕府。

七月

右の通り公儀より御書きつけ出で候あいだ、在中寺社とも相触れ

らるべく候、以上

六月

右の趣、相触れらるべく候

皇の勅許は得られなかつた。

ところが安政5（1858）年、清が第2次アヘン戦争（アロー戦争）の結果として、イギリス・フランスと天津条約を結ぶと、ハリスはイギリス・フランスの脅威を説いて通商条約の調印を強くせまつた。大老井伊直弼は勅許を得られないまま、同年6月に日米修好通商条約の調印を断行した。

第3条は神奈川・長崎・新潟・兵庫の開港、江戸・大坂の開市、通商は自由貿易とすること、開港場に外国人の居留地を設けることを定めている。

史料は兵庫の開港と江戸・大坂の開市について触れたものである。兵庫の開港については「千八百六十三年一月一日」と定められていたが、開港の勅許を得たのは慶応3（1867）年のことであつた。同年12月7日、兵庫よりも水深の深い隣接の神戸村にかえられて開港した（1868年1月1日）。

同条約は、アメリカに領事裁判権（治外法権）を認め、関税率は日米の協議により定める協定関税とする（関税自主権の欠如）など、日本にとつて不平等な条約であつた。

明治以降、日本政府はこの不平等条約の改正の交渉を続け、領事裁判権は明治32（1899）年に撤廃されたが、関税自主権の

回復は明治44（1911）年のことであつた。

【参考文献】

・佐々木潤之介ほか編『概論日本歴史』吉川弘文館